

「神奈川県構造関連取扱い基準集2012」に対するQ&A

No	ページ (行連H P)	ページ (講習会 テキスト)	質問	回答
1	擁壁 P7	P56	「申請上の擁壁の高さHは2. 2.1による」とあるが、表記の誤りでは。	表記の誤りです。正しくは「2. 1」です。
2	擁壁 P6 P7	P55 P56	申請上の擁壁高さはHとH' のどちらですか？ P55はどちらにもとれる表現となっております。	申請上の擁壁高さは、P56図2.3.1、図2.3.2のHです。
3	高層 塔状 P9	P9	第一編 高層建築物の指針は、東京都の構造設計指針2010年版では無くなっていますが、神奈川県は31m超えは保有耐力1.5倍、 $\Sigma M_{pc}/\Sigma M_{pb} \geq 1.4$ を守る必要はありますか？	技術的な参考資料として掲載しており、義務ではありません。
4	擁壁 冒頭	P49	擁壁の設計・施工において、JASS5が2003年版となっておりますが、2009年版で設計・施工を行うのは問題ありますか？	JASS52009年版によることもできます。なお、設計・施工にあたっては、採用した版の適用範囲を遵守する必要があります。
5	擁壁 P24	P73	擁壁の安定計算において大地震時の検討の際に、合力の作用点が $1/3B$ の外($e > B/3$)となる場合の接地圧について、一律で $q_1=4R_v/B$ となっておりますが、 $e=1/3B$ の時に $q_1=4R_v/B$ となりますが、よろしいと考えてよいのでしょうか。	$B/2 \geq e > B/3$ となる場合の接地圧は、 e の数値に係らず $q_1=4R_v/B$ としています。 (宅地防災マニュアルに準拠)
6	擁壁 P23	P72	「道路土工 擁壁工指針」と「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編」が新しくなりましたが、使用可能でしょうか。	使用可能です。なお、設計・施工にあたっては、採用した版の適用範囲を遵守する必要があります。P72において参照している各参考書のページは次の通りです。 道路土工 擁壁工指針(平成11年3月) P20-P21、P72-75、P125-126 (平成24年7月) P69-P70、P113-P121、P216-P218 道路橋示方書・同解説 IV下部構造編(平成19年1月) P280-P283、P291-292 (平成24年3月) P308-P311、P319-P320
7	擁壁 P26	P75	”「神奈川県構造関連取扱い基準集2004年 第2章 基礎構造」による”とありますが、2012年版によることはできますか。	「神奈川県構造関連取扱い基準集2012 第2編 基礎構造」によることもできます(内容は同じです)。

「神奈川県構造関連取扱い基準集2012」に対するQ&A

No	ページ (行連HP)	ページ (講習会 テキスト)	質問	回答
8	擁壁 P22	P71	滑動に対する抵抗力($R_v \cdot \mu + CB \cdot B$)の算出にあたり、標準貫入試験のN値から推定する場合、粘性土の場合は具体的にどのようにすればよいですか？	<p>宅地造成法第7条第3項第3号により、擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他抵抗力については、実況に応じて計算された数値となっています。従って、例えば建築基礎構造設計指針(2001)を参考とする場合は、P362により、粘着力のみ考慮することになるので、$\phi=0$として、滑動に対する抵抗力=$CB \cdot B$となります。</p> <p>この場合の注意点としては、標準貫入試験のN値からCを推定する場合、ばらつきを考慮して適切に設定し(*1)、また、Cから基礎底面の粘着力CBを推定する場合も、施工時の地盤の乱れを考慮して適切に設定してください。</p> <p>ただし、$\mu=0.6$、$CB=0$相当の滑動抵抗力を上限としてください。</p> <p>(*1)例えば擁壁工指針では$C=6 \sim 10N$ですが、特定行政庁により異なる場合がありますので注意してください。</p>